

改正

令和 五年一二月 五日条例第六〇号

東京都北区空家等対策審議会条例

(設置)

第一条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号。以下「法」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、区長の附属機関として、東京都北区空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、次に掲げる事項について区長の諮問に応じて審議し、答申する。

- 一 空家等対策計画（法第七条第一項の空家等対策計画をいう。）の作成、変更等に関すること。
- 二 区内に存する空家等（法第二条第一項の空家等をいう。）が特定空家等（同条第二項の特定空家等をいう。）の状態にあるか否かの判定に関すること。
- 三 法第二十二条第一項又は第二項の規定に基づく区長による助言、指導又は勧告に関すること。
- 四 法第二十二条第三項の規定に基づく区長による命令に関すること。
- 五 法第二十二条第九項の規定に基づき、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、区長が自ら行い、又は第三者をして行わせる行為に関すること。
- 六 法第二十二条第十項の規定に基づき、区長が自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせる措置に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(組織)

第三条 審議会は、区長が委嘱し、又は任命する委員三十人以内で組織する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理

する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第七条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第八条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、東京都北区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

東京都北区空家等対策審議会	会長	二〇、六〇〇円
	学識経験者から委嘱された委員	一八、五〇〇円

付 則（令和五年一二月五日条例第六〇号）

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。